

平成14年3月11日（月）
14時00分～16時00分
18階専用第22会議室

第8回

社会保障審議会医療部会

議事次第

1 医療提供体制に関する意見の
とりまとめについて

2 その他

(案)

平成14年3月〇日

厚生労働大臣
坂 口 力 殿

社会保障審議会医療部会
部会長 高 久 史 磨

医療提供体制に関する意見

本部会は、医療提供体制の在り方に関して審議を重ね、今般、別添のとおり意見をとりまとめたので、これを報告する。

医療提供体制に関する意見（案）

平成14年3月〇〇日
社会保障審議会医療部会

社会保障審議会医療部会は、昨年9月より〇回にわたり、医療提供体制の確保に関する重要事項について審議を重ねてきた。

当部会におけるこれまでの議論の概要は、以下のとおりである。

I. 基本的な考え方と審議経過

1. 我が国では、国民皆保険制度の下で、全ての国民がいつでも、どこでも平等に医療機関に受診することが可能である。この結果、世界最高水準の平均寿命・健康寿命や高い保健医療水準を実現し、2000年6月に公表されたWHO（世界保健機関）の評価においても、我が国の保健システムは世界第一位と評価されている。
2. しかしながら、急速な少子高齢化の進行、医療技術の飛躍的進歩、国民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、我が国の医療提供体制について、①効率化・重点化の不足、②競争が働きにくい構造、③安心できる医療の確保が不十分、④情報基盤等の近代化の遅れ、などの問題点が指摘されている。
3. このことから、今後一層質の高い効率的な医療提供体制の構築が求められており、このためには、患者に対する幅広い情報提供が推進され、患者の選択を尊重した医療提供を通じて、医療機関相互の競争が促進されることにより、結果として、医療の質の向上と効率化が図られることが重要である。
また、患者においても、医療を選択するための様々な情報や手段を得て、自らの健康の保持のための努力を行うとともに、自覚と責任を持って医療に参加することが求められる。
4. 厚生労働省の医療制度改革試案の別添「21世紀の医療提供の姿」（平成13年9月25日）においては、医療提供体制の改革において当面進めるべき施策として、「病院病床の機能の明確化・重点化」、「根拠に基づく医療の推進」、「医療のIT化の推進」、「医療を担う適切な人材の育成・確保」、

「広告規制の緩和」、「医業経営の近代化・効率化」、「医療安全対策の総合的推進」、「小児救急医療対策の推進」などが取り上げられており、当部会では、これらを基に総括的な審議を行った。

また、経済財政諮問会議や総合規制改革会議で指摘されている「医業に係る株式会社の参入」と「医療分野における労働者派遣」についても、参考人からの意見聴取を行い、検討を加えた。

5. 特に、政府・与党社会保障改革協議会の「医療制度改革大綱」や総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第1次答申」などで、今年度中に措置することを求められていた「広告規制の緩和」については、集中的に議論を行い、具体的な結論を得た。

II. 個別の検討項目

1. 医療における情報提供の推進

(1) 情報提供の在り方

患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報は可能な限り、患者・国民に対し提供されることが望ましい。また、情報提供の手段としては、医療機関による広告に加え、広報、院内掲示、公的機関による情報提供などがあり、これらの特性を踏まえ、有効に活用されるよう、環境整備や内容の充実が図られるべきである。

医療機関の選択に資する情報提供の在り方として、客観的に比較可能なデータを提供するための用語の標準化等やIT化などの環境整備、情報の確実性や最新性が確保される形で散在している情報をデータベース化すること、これらの情報が地域住民に身近なところで得られることが重要である。

なお、医療機関の有する情報について幅広く開示の義務化を求める意見があったが、これに対しては、医療の公共性だけを理由に一律に情報開示を義務づけるべきではないという反対意見があった。

また、情報提供の推進に併せて、患者の自己決定を支援する体制の整備、さらに患者の教育、意識啓発の必要性が指摘された。

(2) 広告規制の緩和

医療機関による広告の規制緩和については、今回は患者保護の観点から現行のポジティブリスト方式を前提とし、客観的で検証可能な事項については、原則として規制緩和することとした。具体的な項目については、別添のとおりである。

なお、医療機関の広告については、将来的には、虚偽広告、誇大広告など患者にとって有害となるもの以外は規制を撤廃すべき（ネガティブリスト方式）という意見があった。

また、広告規制緩和の具体的な項目についての主な考え方は以下のとおりである。

- ・「専門医」を認定する団体の取扱いに当たっては、客観性を担保するため、医学医術に関する団体の意見を聞くべきである。
- ・「手術件数」、「分娩件数」、「患者数」、「平均在院日数」、「病床利用率」については、広告内容が容易に検証できるような仕組みが必要である。
- ・「死亡率」については、現状では、重症患者の受入拒否や危険度の高い手術を避けるなど、医療の提供に悪影響を及ぼす可能性が強いため、患者の重症度等について客観的に比較するための環境整備の状況を見極めつつ、継続検討とする。
- ・「病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴」、「外部監査を受けている旨」については、「これから医業経営の在り方に関する検討会」（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置すべきである。
- ・「スタッフの略歴」、「専門看護師・認定看護師」、「看護実習病院」を広告事項にすることについては、医療関係職種全体に関わる問題があるので今後の検討課題とすべきである。
- ・「ISO9000s」については、本来医療の質や機能を評価したものではないことに留意する必要がある。

2. 病院病床の機能の明確化・重点化

病院病床については先の医療法改正において、平成15年8月末までに療養病床と一般病床に区分されることとされているが、さらに広告規制の緩和を含めた医療情報の提供と患者の選択が進むことによって、病院病床の機能分化が促進されると考えられる。

なお、病院病床の機能分化については、急性期の患者にとって望ましい方向である一方、亜急性期、慢性期の患者に係る病床の在り方は慎重に検討すべきという意見があった。

また、地域医療計画については、本来社会が求めている機能に対して新規参入規制になっている面があるとしたら、議論すべきという意見があった。

3. 根拠に基づく医療の推進

医療の質の向上を図るために、地域の医療機関が容易に最新の医学情

報を参照できるよう、EBMによる文献データベースや主要疾病の標準的診療ガイドラインが整備されることは極めて重要である。

これらの施策については、年次目標を定め、重点的な整備を進めることが肝要との意見や、患者が主体的に医療に参加する環境の整備のためにも不可欠であるとの指摘があった。

4. 医療におけるIT化の推進

患者・国民への医療情報の提供や地域の医療機関のネットワークを形成する上で、医療におけるIT化は重要な手段である。保健医療分野におけるIT化を推進するために、昨年12月に、「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザイン」が策定され、電子カルテやレセプト電算処理のシステムの普及について数値目標が示されたが、その着実な実施が必要である。

なお、電子カルテは単なるツールに過ぎず、電子カルテを導入する前に、個々の医療機関における業務の標準化や見直しを行うことが重要であるとの意見があった。

また、医療のIT化に係る費用負担の在り方について、今後さらに検討が必要であるとの意見や、地域の医療機関ネットワークの中で患者の情報が共有され、健康管理や個別指導、各段階に応じて適切なケアが切れ目なく行われる仕組みが必要との指摘があった。

5. 医療を担う適切な人材の育成・確保

医療サービスの質の向上を図るためにには、それを担う医療従事者の質の向上や適正な数の確保、配置が重要である。

地域医療の確保の観点から、医師が専門化・細分化され過ぎていることや大学を中心とした医師の人事についての問題点が指摘され、特に、現在「医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会」（部会長：矢崎義雄国立国際医療センター総長）で検討されている医師の卒後臨床研修制度については、大学に依存する体制を改めるべきとの意見があった。また、 국민に安定した医療を提供するためには、医療従事者の地域偏在の改善が重要な課題である旨の指摘があった。

6. 医療安全対策の総合的推進

相次ぐ医療事故報道を通じて、医療に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況にある中、患者の視点を十分に踏まえ、国民に真に安心できる医療を提供するという観点から、関係者をあげて医療安全の推進に取り組むことが求められている。医療安全に関する今後の方針及び当面取り組むべき

課題については、現在「医療安全対策検討会議」（座長：森亘日本医学会長）で総合的な検討が進められているところである。医療に対する国民の信頼回復のために、緊急の取組が必要である。

7. 小児救急医療対策の推進

小児科医の負担の増大や大病院への救急患者の集中などが指摘される中、小児救急医療体制の確保は喫緊の課題であり、「小児救急医療拠点病院」の整備などの新たな施策については、その早急な実施が求められる。

なお、小児救急医療に関連して、小児科の不採算性についての指摘や、医学生が小児科医を目指すような学校教育の在り方についての意見があった。

8. 医業経営の近代化・効率化

非営利を原則としてきた我が国の医療機関経営について、昨今、経営の効率化や資金調達の多様化を図るために営利企業の参入を認めるべきとの主張が強まっているが、患者への情報提供を進めることによる患者選択を通じた医療機関相互の競争の促進や、医療法人の理事長要件の緩和等の医業経営の近代化などの取組を着実に進めることによって、医療の効率化と質の向上を図るべきである。

なお、営利企業の参入により、次のメリットがあるとの指摘がなされた。

- ・競争が促進され、多様なサービスの提供や経営の効率化等により国民の医療についての選択肢が拡大すること。
- ・従来、閉鎖的とされてきた医療の世界が社会的に広がりを持つこととなり、国民に開かれたものとなることが期待できること。
- ・特定の医療分野に特化した経営の展開や、快適な療養環境の提供、保険者からの委託による予防医療など今後、求められる多様なサービスの提供について、期待しうる面が大きいこと。

しかしながら、営利企業による医療経営については、

- ・医療の強い公共性と株式会社の株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、
- ・収益性の高い医療分野に集中し、不採算部門の切り捨てや医療費の高騰を招きかねないこと、
- ・我が国は民間主導により十分な医療提供体制がすでに整備されていること、
- ・営利企業と病床規制とは相容れないため、地域医療計画が必要という前提では営利企業参入は馴染まないこと、
- ・株式会社を参入させなくとも、情報開示等を行えば競争原理が働くこ

と

- ・株式会社の参入が認められているアメリカにおいても、医業経営は非営利が主体であり、研究と教育に投資せず質の向上に限界ある株式会社よりも、研究、教育、臨床の3つに取り組む非営利病院の方が、地域における信頼を得ており、ネットワーク化されていること等の理由から、慎重な対応が必要であるという反対意見が多数を占めた。

9. 医療分野における労働者派遣

医療分野に従事する専門的な人材の最適な配置を可能にするため、医療関連業務の従事者の労働者派遣に関する規制の見直しが求められており、雇用形態に関わりなくチーム医療は可能であること、派遣という形態で働きたい医療従事者の希望を一律に禁止する必要があるかなどの問題提起がなされた。

これに対し、適正な医療を提供するためには、チームの構成員が互いの能力や治療方針等を把握し合い、十分な意思疎通の下に業務を遂行することが不可欠であること、恒常にチームの力を高めていくことによって、良い医療、良い看護、安全な治療の場を提供していることから、医療機関における医療関連業務の労働者派遣に関して規制を緩和することは、慎重に検討すべきという意見が多かった。

また、現行の派遣制度においては、事前に労働者を特定する行為が禁じられていること、また、派遣期間に制限が設けられているため継続的な雇用が困難であることなどの問題点が指摘された。

10. その他

医療保険制度の改革については、当部会の担当する分野ではないが、医療保険制度の今後の在り方について、給付と負担の公平性や安定した保険運営の観点から、特に国民健康保険の厳しい財政状況を踏まえ、少なくとも都道府県単位ぐらいで早急に制度の一本化を求める意見があった。

III. おわりに

厚生労働省は、良質かつ効率的な医療提供体制を確保するための情報提供の推進など、おおむね共通認識の得られた当面の課題については、その改革を着実に実施することが求められている。さらなる中長期的な課題等については、その検討の進め方を含め関係者の意見が反映されるよう今後留意していく必要がある。

(別添)

広告規制を緩和することとした事項

- 次の基準を満たす団体から専門医の認定を受けた医師・歯科医師がいる旨
 - ・学術団体として法人格を有していること
 - ・団体の会員数が1,000人以上であり、かつ、会員の8割以上が医師・歯科医師であること。
 - ・カリキュラムに基づき5年以上の研修を行っていること
 - ・資格の取得に当たって適正な試験を実施していること
 - ・資格の更新制度を設けていること
 - ・団体の会員及び認定した専門医の名簿が公表されていること
 - ・専門医の資格要件を公表していること
 - ・一定の活動実績を有し、その内容を公表していること
 - ・問い合わせに応じる体制が整備されていること
- 治療方法
- 手術件数
- 分娩件数
- 平均在院日数
- 患者数
- 次に掲げる医療機関である旨
 - ・公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
 - ・戦傷病者特別援護法の指定医療機関
 - ・小児救急医療拠点病院（※平成14年度予算成立後に措置予定）
 - ・エイズ治療拠点病院
 - ・特定疾患治療研究事業を行っている病院
 - ・小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院
 - ・精神保健福祉法に規定されている措置入院を行っている病院
- 医師・看護婦等スタッフの患者数に対する配置割合及び人数
- 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨
- 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に協力する体制を確保している旨（いわゆるセカンドオピニオンの実施）
- 電子カルテを導入している旨
- 患者相談窓口を設置している旨
- 症例検討会を開催している旨
- 入院診療計画を導入している旨
- 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨
- (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の個別具体的な審査結果
- 病床利用率
- 病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴
- 外部監査を受けている旨
- (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨
- 医療機関のホームページアドレス

医療提供体制の改革について

平成14年3月11日

社会保障審議会医療部会

委員 麻生 渡

最近におけるめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展、国民の生活水準の向上や意識の変化など医療を取り巻く環境の著しい変化に対応して、国民が安心して良質な医療サービスを受けられるよう医療提供体制の改革を推進することは国の喫緊課題である。

医療機関の機能分化、役割分担が適正に行われるよう、その体系的整備を推進するとともに、比較可能で客観的な医療情報の提供を確保していくなど、情報基盤の近代化を推進する必要がある。

私は、この医療提供体制の改革にあたって、当面、特に次の4点について申し上げたい。

- 1 医療機関におけるITを活用した医療情報の提供の推進に当たっては、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図る観点から、公的機関による医療情報の提供や電子カルテ・レセプト電算化などを積極的に推進し、その実現に向けた支援策を講じること。
- 2 小児救急医療について、在宅当番医制事業の活用をはじめ小児救急医療体制の整備を促進するためのメニューの創設を行い医療体制の整備を図るとともに、小児科医師の研修体制を充実する他、小児科がきめ細かな医療を提供できるよう診療報酬を見直すなど小児科医の育成・確保に努めること。
- 3 医療の質の向上を目指した医療提供体制については、医療機関に

おける安全確保に資するためインシデント事例に基づく具体的な改善方策の策定を進めるなど医療安全対策の総合的推進を図ること。

また、看護職員の臨床技能の向上に努めるよう看護教員に対し医療事故防止のための安全教育の研修を実施する他、看護師養成所への支援策を講じること。

- 4 国立病院・療養所の再編成・合理化に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点、及びこれまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。